



～諸手当認定状況の確認

共済組合被扶養者の資格確認について～

毎年この時期に手当の受給要件や被扶養者の資格を満たしているかの確認を行います。該当のある先生方には事務担当者から必要書類の提出をお願いしていると思います。期日までの提出をよろしくお願いいたします。

★確認のポイント



扶養手当

- ★全世帯員の所得証明書
 - ・・・世帯員の収入状況を確認します。
- ★扶養親族の収入がわかるもの
 - ・・・所得が年額130万円以上でないことを確認します。
- ★別居世帯員全員の所得証明書・送金事実を客観的に確認できる書類
 - ・・・別居世帯の収入状況、送金事実を確認します。
- ★扶養親族以外の給与明細書等写し
 - ・・・他から扶養手当等が支給されていないことを確認します。

扶養親族がアルバイト・パート等を始めた場合は、開始月の収入の見込みが108,333円を超えると認定を取り消すことになります。特に大学生のお子さんを扶養している場合は、お気をつけください。



住居手当

- ★家賃の領収書の写し、口座振込の控等
 - ・・・家賃の額と支払いを確認します。
- ★賃貸借契約書の写し（契約更新があった場合）
 - ・・・契約内容（契約期間、契約者、家賃の額）を確認します。

家賃振替口座は職員本人名義の口座から引き落とされていることが確認できるものに限られます。

通勤手当

- ★定期券の写し（交通機関利用者）
 - ・・・運賃等通勤の負担を確認します。
- ★距離の計測（自家用車使用者）
 - ・・・最短経路を確認します。

道路開通等により認定経路よりも短い経路がないか確認してください。



単身赴任手当

- ★職員の住民票（全世帯員）・配偶者等の住民票
 - ・・・別居の状態及び単身での生活を常況としていることを確認します。

共済組合被扶養者

- ★被扶養者及び福祉医療費受給者資格確認調書（必要書類を添付）
 - ・・・資格確認を行い、短期給付の適正化を図ります。

被扶養者の範囲や具体的な取扱いについては、ホームページに掲載されていますので、参考にしてください。（山口支部トップページ→組合員資格・年金に手続き→被扶養者に関する手続き→被扶養者の認定・取消手続き→被扶養者の認定について）

備品管理(備品確認) について…

* 備品とは??

その性質又は形状を変えずに長期間使用に耐える物品及びその性質は消耗品に属するものであっても、形状の永続性のある標本又は陳列品として保管する物品。ただし、物品の価格が10万円未満のもの(図書館、図書室に備えて、閲覧又は貸出しに供する図書、資料価値の高い図書その他保存の必要のある図書を除く。)については、消耗品とすることができる。(周防大島町 財務規則 第188条)

備品として取り扱うのは、備品購入費で購入した物品です。周防大島町の規則では、10万円未満のものは消耗品とすることができますとありますが、そうすると学校の備品は少なくなります。しかも、備品台帳(データ)で管理をしないと何が、何処に、何個あるか分からなくなってしまいます。その上、消耗品費も予算が少なくなって、何万もするものは買えなくなります。そこで、学校では長期間使用に耐えうる1万円以上の物品については、備品として購入し、備品台帳(データ)に登録の上管理しています。

(ちなみに備品は前年度の予算要望時に要望を出し、予算が付いたものしか購入できません。)

せっかく購入した備品も、年数がたつと場所が移動していたり、担当者の転勤で、使われなまま眠っていたり、壊れてそのままになっていたりと…それらを防ぐためにも、年に一度は備品の確認が必要です。

町民の税金で購入されている大切な財産。

有効活用するために、下記のチャートを参考に、備品確認をしましょう!!!

